

# 那賀5町

第6号

平成16年10月発行

## 合併協議会だより



収穫の秋、合併協議もこの稲穂のように実りつつあります。

(打田町内)

### 目次

- |   |                            |
|---|----------------------------|
| ■ 第6回合併協議会審議状況 …… 2P～6P                     | ■ 市町村合併 Q&A …… 9P          |
| ■ 第5回新市の事務所の位置等<br>検討小委員会審議内容 …… 7P         | ■ 豆知識（人物編） …… 9P           |
| ■ 第6回新市建設計画策定<br>検討小委員会審議内容 …… 7P           | ■ 5町のこんなところ・あんなところ …… 10P  |
| ■ 第5回・第6回新市の議会議員の定数及び<br>任期検討小委員会審議内容 …… 8P | ■ 合併協議会・小委員会開催のお知らせ …… 10P |

# 合併協議会の審議状況

8月26日、粉河ふるさとセンターで第6回那賀5町合併協議会を開催しました。

## 報告事項

各小委員会の協議状況について委員長報告がされました。

### ● 報告第22号

第5回新市の事務所の位置等検討小委員会での協議状況について

### ● 報告第23号

第5回、第6回新市の議会議員の定数及び任期検討小委員会での協議状況について

### ● 報告第24号

第6回新市建設計画策定検討小委員会での協議状況について  
 (報告第22号から第24号までは7ページに詳しい内容を記載しています。)

## 協議事項

前回提案した協議項目5件を決定、確認し、新たに14件の協議項目を提案しました。

## 確認

### ● 協議第6号の1

新市の議会議員の定数及び任期の取扱いについて

(1) 市町村の合併の特例に関する法律第6条第1項及び同法第7条第1項の規定による特例は適用せず、公職選挙法第33条第3項の規定に基づき、新市の設置の日から50日以内に設置選挙を行う。

(2) 地方自治法第91条第7項に定める新市の議会議員の定数は26人とする。ただし、新市の設置後最初に行われる選挙に限り、30人とする。  
 (3) 公職選挙法第15条第6項に規定する選挙区は設けない。

## 確認

### ● 協議第18号の1

(1) 国民健康保険事業の取扱いについてのとおりとする。

(2) 税率については、合併する日の属する年度は不均一賦課とし、その翌年度から統一する。

(3) 課税限度額、軽減制度については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

(4) 納期については、那賀町の例による。

(5) 集合徴収については、新市に

おいて実施しない。

(2) 国民健康保険事業については、次のとおりとする。

① 出産育児一時金、葬祭費についてはは現行のとおり新市に引き継ぐ。出産育児一時金貸付制度については、新市において検討する。

② 国民健康保険運営協議会については、合併時に統合する。

③ 診療所については、現行どおり新市に引き継ぐものとする。

④ 人間ドック・脳ドックは新市において実施する。

⑤ 高額療養費貸付制度、人間ドック以外の検診事業及び健康優良家庭表彰については、合併時に廃止する。

【国民健康保険税の納期】

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
合併翌年度	新市			15~30	1~31	1~31	1~30	1~31	1~30	1~25	1~31	1~31	1~31
合併年度	打田町			1~30	1~31	1~31	1~30	1~31	1~30	1~25	1~31	1~31	1~31
	粉河町			16~30	16~31	16~31	16~30	16~31	16~30	16~25	16~31	16~31	16~31
	那賀町			15~30	1~31	1~31	1~30	1~31	1~30	1~25	1~31	1~31	1~31
	桃山町			15~30	16~31	16~31	16~30	16~31	16~30	16~25	16~31	16~31	16~31
	貴志川町			1~30	1~31	1~31	1~30	1~31	1~30	1~25	1~31	1~31	1~31

## 確認

### ● 協議第19号の1

介護保険事業の取扱いについて

(1) 介護保険料については、次のとおりとする。

① 介護保険料は、平成17年度までは現行のとおり新市に引き継ぎ不均一賦課とし、新市の介護事業計画に基づき平成18年度から統一する。

② 普通徴収に係る納期は、桃山町及び貴志川町の例とする。

③ 徴収猶予及び減免基準は現行のとおりとする。

(2) 介護事業計画・介護運営委員会及び介護認定審査会については、次のとおりとする。

① 介護保険事業計画は、平成17年度までは現行の計画を存続し、平成18年度に統一する。

② 介護保険運営協議会は新市において設置する。

③ 介護認定審査会については、審査会を構成する関係町で調整する。

(3) 利用者負担の軽減等については、次のとおりとする。

① 居宅介護サービス費等の額の特例は、新市において粉河町の例を基に調整する。

② 介護保険低所得者利用者負担





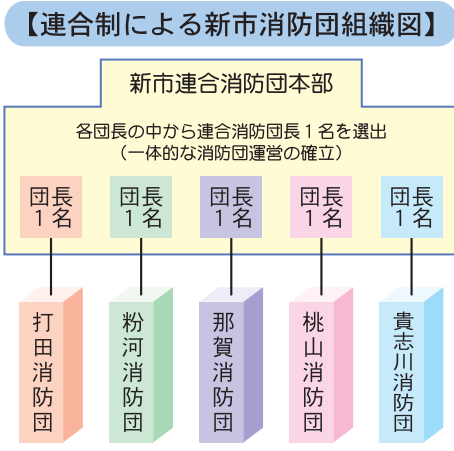
- 確認**
- 協議第20号の1  
消防団の取扱いについて
- (1) 消防団については、現行のとおり新市に引き継ぎ、複数の消防団の一体的な運用を図るため連合消防団を組織する。
- (2) 消防団員は、すべて新市の消防団員として引き継ぐ。但し、打田町と貴志川町の役場機動隊は廃止

**【介護保険料の納期】**

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
合併翌年度	新市			15~30	1~31	1~31	1~30	1~31	1~30	1~25	1~31	1~31	1~31
	打田町			1~30		1~31		1~31		1~25		1~31	
合併年度	粉河町			16~30	16~31	16~31	16~30	16~31	16~30	16~25	16~31	16~31	16~31
	那賀町			1~30	1~31	1~31	1~30	1~31	1~30	1~25	1~31	1~31	1~31
	桃山町			15~30	1~31	1~31	1~30	1~31	1~30	1~25	1~31	1~31	1~31
	貴志川町			15~30	1~31	1~31	1~30	1~31	1~30	1~25	1~31	1~31	1~31
					15~30	1~31	1~31	1~30	1~31	1~30	1~25	1~31	1~31

- ③ 社会福祉法人等による利用者負担の減免措置は、粉河町及び桃山町の例とする。
- 対策事業については、新市において国の制度に基づいて調整する。

- 確認**
- 協議第21号の1  
行政区の取扱いについて
- (1) 行政区（自治組織）については、原則として現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- (2) 行政区（自治組織）の名称で同一のもの、あるいは区域の再編が



- (3) 消防団の行事及び施策については、新市において調整する。
- (4) 消防団員の報酬及び費用弁償等については、合併時までに調整する。
- (5) 消防団の施設、装備及び資機材については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- (6) 消防団退職報償金については、現行のとおりとする。

- 提案**
- 協議第22号  
農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて。
- (1) 農業委員会については合併時に統合し、新市に一つの農業委員会を置く。
- (2) 新市の農業委員会の選挙による委員の定数については、農業委員会等に関する法律（以下「法律」という。）第7条第1項の規定に

- 提案**
- 協議第4号の1  
新市の名称について
- 新市の事務所の位置等検討小委員会から報告を受けた、「紀の川市」「紀の里市」「那賀市」「紀北市」「きのかわ市」の5候補の中から決定することが提案されました。

- (3) 認可地縁団体については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- (4) 新市における区長等の名称、依頼する業務の内容及び委託料等については合併時までに調整し、組織及び役員等については新市において随時調整するものとする。

- (4) 市町村の合併の特例に関する法律第8条を適用する。
- 適用を受ける選挙による委員は30人とし、打田町農業委員会から7人、粉河町農業委員会から8人、那賀町農業委員会から5人、桃山町農業委員会から5人、貴志川町農業委員会から5人をそれぞれ互選により選出するものとする。また、この在任期間は合併の日から1年間とする。

- (3) 法律第10条の2第2項の規定により選挙区を設定することとし、当分の間各選挙区の定数は次のとおりとするが、新市において状況に応じて選挙区の区域の設定及び選挙区の定数等の見直しを検討する。
- 第1選挙区（打田町） 7人
  - 第2選挙区（粉河町） 8人
  - 第3選挙区（那賀町） 5人
  - 第4選挙区（桃山町） 5人
  - 第5選挙区（貴志川町） 5人
- 選挙区の区域は、合併前の町単位とし、建制順とする。
- なお、合併により委員定数の減員による委員の補完的対応として、新市の農業委員会に協力員等を設置する。



## 提 案

### 協議第23号

一部事務組合等の取扱いについて

- (1) 一部事務組合（那賀町・粉河町 龍王共有山組合、貴志川桃山清掃施設組合、五色台広域施設組合を除く。）については、合併の日の前日をもって当該一部事務組合を脱退し、新市において合併の日に当該一部事務組合に加入する。

- (2) 那賀町・粉河町龍王共有山組合については、合併の日の前日をもって解散し、合併の日に財産区保有財産として新市に引き継ぐものとする。

- (3) 貴志川桃山清掃施設組合については、合併の日の前日をもって解散し、合併の日にすべての事務及



び財産を新市に引き継ぎ、また、一般職の職員は新市の職員として身分を引き継ぐものとする。

- (4) 五色台広域施設組合については、合併の日の前日をもって貴志川町が一部事務組合から脱退し、新市において合併の日に現在の貴志川町の区域のみ、当該一部事務組合に加入する。

## 提 案

### 協議第24号

公共的団体等の取扱いについて

- (1) 公共的団体等は、新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの実情を尊重しながら統合整備に努めるものとする。

- (2) 5町に共通している団体は、合併時に統合できるよう調整に努めるものとする。

- (3) 5町に共通している団体で統合に時間を要する団体は、将来統合できるよう調整に努めるものとする。

- (4) 独自の団体は、原則として現行のとおりとする。

- (5) 土地開発公社の取扱いについては、
- (1) 打田町土地開発公社及び貴志川町土地開発公社については、合併の前日までに解散するものとする。

- (2) 桃山町土地開発公社について

は、粉河町土地開発公社に財産を無償で譲与し、合併の前日までに解散するものとする。

- (3) 粉河町土地開発公社は、桃山町土地開発公社の財産を無償で譲り受け、合併の日以降に定款を変更して新市の土地開発公社とする。

## 提 案

### 協議第25号

各種事務事業（広報広聴関係事業）の取扱いについて

- (1) 広報広聴関係事業の取扱いについては、次のとおりとする。

- (2) 広報誌については、合併時に統一し情報の提供に努める。

- (3) ホームページについては、新市において新たに開設し、広報広聴の充実を図る。

- (4) 行政相談については、再編を行い合併時までに調整する。

## 提 案

### 協議第26号

各種事務事業（防災関係事業）の取扱いについて

- (1) 防災関係事業の取扱いについては、次のとおりとする。

- (2) 防災会議については、合併時に統合する。

- (3) 地域防災計画及び水防計画については、新市において速やかに策定するものとする。なお、策定されるまでの間は現行の計画を新市に引き継ぎ運用する。

- (4) 消防・防災相互応援協定については、新市において引き続き締結するものとする。

- (5) 自主防災組織等については、現行のとおり新市に引き継ぎ、結成及び育成については、新市において引き続き推進する。

- (6) 防災行政無線については、現行の設備を利用し、新市において統一に努めるものとする。なお、放送時間、放送内容等については、合併時に統一する。

- (7) 水防協議会については、合併時に廃止し、新市の防災会議でその機能を維持するものとする。



## 提 案

### 協議第27号

各種事務事業（保育事業）の取扱  
いについて

- (1) 保育事業の取扱いについては、次  
のとおりとする。
- (2) 保育料については国の徴収基準  
額の80%（5町平均）を基本とし  
て調整する。ただし、合併の日の  
属する年度は旧町の例による。
- (3) 保育所（園）の設置状況につい  
て、公立保育所は現行どおり新市  
に引き継ぐものとする。
- (4) へき地保育事業及び広域入所制  
度については、現行どおり新市に  
引き継ぐ。
- (5) 公立保育所で実施する障害児保  
育事業、乳幼児保育事業、延長保  
育促進事業及び一時保育促進事業



については、現行どおり新市に引  
き継ぐものとする。

- (5) 地域子育て支援センター事業に  
ついて、名手保育所及び安楽川保  
育所は、新市において実施する方  
向で調整する。
- (6) 民間保育所運営補助金について  
は、合併の日の属する年度は旧町  
の例によるものとし、翌年度以降  
については、新市において速やか  
に補助要綱を策定する。
- (7) 幼児教育振興運営事業について  
は、合併時に廃止する。
- (8) 保護者会については現行のとお  
り新市に引き継ぐものとし、保護  
者会連合会については、新市にお  
いて調整する。
- (9) 給食については現行どおり自園  
方式とする。

## 提 案

### 協議第28号

各種事務事業（高齢者福祉事業）  
の取扱いについて

- (1) 高齢者保健福祉計画については、  
平成17年度までは現行の計画を存  
続し、平成18年度に統一する。
- (2) 介護予防関係事業及び生活支援  
関係事業については、高齢者の在  
宅福祉の向上が図られるよう現行  
の事業を基に調整し、新市におい  
て引き続き実施する。

(3) 住宅改修支援事業・寝たきり老  
人見舞金及び高齢者サービス調整  
チームについては、合併時に廃止  
する。

- (4) 敬老会については対象者を統一  
し、新市において引き続き実施す  
る。
- (5) 敬老祝金等の支給については、  
制度を再編し新市において引き続  
き実施する。
- (6) 国及び県の制度に基づき5町す  
べてが実施している事業について  
は、新市において引き続き実施す  
る。
- (7) 重複・頻回受診者訪問指導事業  
及び老人医療費の助成については、  
新市においても引き続き実施する。

## 提 案

### 協議第29号

各種事務事業（障害者福祉事業）  
の取扱いについて

- (1) 障害者基本計画については、平  
成17年度までは現行の計画を存続  
し、平成18年度に統一し策定する。  
訪問入浴サービス補助事業につ  
いては、合併時に廃止する。
- (2) 福祉タクシーについては、新市  
において、対象者は那賀町の例に  
よるものとし、利用券の交付等に  
ついてはタクシー券20枚、又は燃  
料券（5リットル）10枚とする。

(4) 障害者有料道路通行料金割引に  
ついては、現行のとおりとする。

- (5) 難病患者日常生活用具の給付に  
ついては、粉河町の例により新市  
において実施する。
- (6) 難病患者短期入所事業について  
は、桃山町の例により新市におい  
て実施する。
- (7) 国及び県の制度に基づく事業に  
ついては、新市において引き続き  
実施する。
- (8) 身体障害者医療費の助成（町単  
独事業）については、対象者、医  
療費助成の範囲及び支払方法は桃  
山町の例とし、支払申請期限は打  
田町の例による。
- (9) 重度障害者等医療費の助成、更  
生医療の給付及び育成医療の給付  
については、新市においても引き  
続き実施する。

## 提 案

### 協議第30号

各種事務事業（児童福祉事業）の  
取扱いについて

- (1) 法の規定に基づく児童手当等の  
支給については、新市に引き継ぐ  
ものとする。
- (2) ひとり親家庭等児童の就学奨励  
事業及び赤ちゃん誕生祝記念品の  
贈呈については、新市においても  
引き続き実施する。





- (3) 児童館については、現行のとおりに新市に引き継ぐものとする。なお、児童館の事業及び運営方法については、当分の間現行のとおりとし、新市において随時調整する。
- (4) 学童保育については、新市においても引き続き実施するものとし、運営方法等については随時調整する。
- (5) 交通遺児就学援助金及び母子家庭児童就学援助金については、合併時に廃止する。
- (6) ひとり親家庭医療費の補助及び乳幼児医療の助成については、新市においても引き続き実施する。
- (7) 国及び県の制度に基づき実施している事業については、現行どおり新市に引き継ぐものとする。

## 提 案

### 協議第31号

- 各種事務事業（社会福祉事業）の取扱いについて
- (1) 生活保護法の規定による事務については、新市で設置する福祉事務所において実施する。
  - (2) 民生児童委員については、現行の委員を新市に引き継ぐものとする。
  - (3) 民生委員推薦会については、新市において新たに組織する。
  - (4) 災害弔慰金・災害傷害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付けに

- ついては、法に基づき新市において引き続き実施する。
- (5) 被災者見舞金の支給については、貴志川町の例により実施する。
- (6) 慰霊塔改修補助については、合併時に廃止する。
- (7) 慰霊祭については、委託事業として新市において実施する。
- (8) 原爆被爆者見舞金の支給については、桃山町の例により新市において実施する。
- (9) 生活保護家庭年末援助金及びひとり親家庭年末援助金については、合併時に廃止する。

## 提 案

### 協議第32号

- 各種事務事業（健康づくり事業）の取扱いについて
- (1) 各種健診及び予防接種については、合併年度は現行のとおりとし、合併の翌年度より実施内容、方法等の統一を図り実施する。
  - (2) 各種健康相談及び健康教室については、地域の特性を生かし、住民の健康保持と増進のため実施内容、方法等を検討し実施する。
  - (3) 健康づくり推進協議会は、新市において新たに組織する。
  - (4) 健康づくり推進員及び母子保健推進員は、新市において新たに推進員を置く。

- (5) 健康まつりは合併時に廃止する。ただし、新市においては新たに健康啓発事業を推進する。

## 提 案

### 協議第33号

- 各種事務事業（交通・防犯）の取扱いについて
- (1) 新市に交通指導員会本部を設置し、旧町ごとに支部を設置する。また、交通指導員については現定数を新市に引き継ぐ。
  - (2) 交通安全策定会議は新市において設置し、交通安全計画を策定する。なお、新計画ができるまでは現計画を引き続き運用する。
  - (3) 交通安全推進協議会及び交通安全母の会は新市において設立する。
  - (4) 高齢者交通大学は合併年度をもって終了とする。ただし、新市においては年齢にこだわらず充実した幅広い交通安全教育を積極的に推進する。
  - (5) チャイルドシート貸出事業は新市へ引き継ぐ。
  - (6) 生活安全推進協議会及び防犯自治会等は統合し、生活安全推進協議会として新市において設立する。
  - (7) 防犯灯設置費補助金は貴志川町の例により補助する。

## 提 案

### 協議第34号

- 各種事務事業（人権施策）の取扱いについて
- (1) 人権施策の取扱いについては、次のとおりとする。
  - (2) 人権擁護委員は、現行のとおりに新市に引き継ぐものとする。
  - (3) 人権啓発市町村事業は、現行どおり新市に引き継ぎ、実施計画は新市において策定する。
  - (4) 人権教育・啓発基本計画は、新市において策定するものとする。
  - (5) 人権教育・啓発を進めるための組織については、合併時に新市人権推進委員会（仮称）として再編する。
  - (6) 差別事象処理組織については、合併時に再編する。
  - (7) 住宅新築資金等貸付金償還事務については、現行のとおりに新市に引き継ぐものとする。





## 第5回新市の事務所の位置等検討小委員会審議内容

日 時：平成16年8月17日(火) 午後1時30分  
 場 所：粉河ふるさとセンター 2階 視聴覚室  
 出席委員：16名



### おもな協議（決定・確認）事項

新市の名称の選定方法等  
 に関するについて



- 新市の名称候補最終選定として絞られた20候補の中から協議会へ提案する5作品を選定しました。



- 懸賞贈呈者の決定方法等については、名付け親大賞、名付け親賞、アイデア賞の決定方法についての協議、各賞の決定時期、発表や贈呈の方法についての協議を行い確認しました。

.....  
 新市の本庁舎建設については、新市建設計画に盛り込み、財政事情等を勘案しながら、合併特例債を活用し、合併後10年以内に建設することを確認しました。

新市の事務所の位置の選定に  
 に関するについて

## 第6回新市建設計画策定検討小委員会審議内容

日 時：平成16年8月18日(水) 午後1時30分  
 場 所：打田町保健福祉センター 3階大会議室  
 出席委員：10名

### おもな協議（決定・確認）事項

基本計画の協議について



新市のまちづくり施策・主要事業を中心に、協議を行いました。各分野で新市が実施する事業内容について、委員から活発な意見が出され、それらをふまえ次回小委員会ですさらに議論を深めていくことを確認しました。また、市町村合併特例法に定められている県が実施する事業については、新たに章を設け、「新市における和歌山県事業の推進」として記載することや、「公共的施設の整備方針」についても事務局から提案があり、継続して審議をしていくことを確認しました。



## 第5回新市の議会議員の定数及び任期検討小委員会審議内容

日 時：平成16年7月29日(木) 午後2時20分  
 場 所：打田町保健福祉センター 4階ホール田園  
 出席委員：10名



### ・ おもな協議（決定・確認）事項 ・

#### 新市の議会議員の定数及び任期の取扱いに関するについて

議員定数及び選挙区を設けるか否かについて協議しましたが、継続審議となりました。



## 第6回新市の議会議員の定数及び任期検討小委員会審議内容

日 時：平成16年8月17日(火) 午前10時  
 場 所：粉河ふるさとセンター 2階視聴覚室  
 出席委員：10名



### ・ おもな協議（決定・確認）事項 ・

#### 新市の議会議員の定数及び任期の取扱いに関するについて

議員定数及び選挙区を設けるか否かについては、地方自治法に定める新市の議会議員の定数は26人とする。ただし、新市の設置後最初に行われる選挙に限り、30人とする。また、公職選挙法に規定する選挙区は設けないことを決定しました。



6回にわたる小委員会の決定事項を第6回合併協議会へ報告することを確認しました。

報告内容は以下のとおりです。

- (1) 市町村の合併の特例に関する法律第6条第1項及び同法第7条第1項の規定による特例は適用せず、公職選挙法第33条第3項の規定に基づき、新市の設置の日から50日以内に設置選挙を行う。
- (2) 地方自治法第91条第7項に定める新市の議会議員の定数は、26人とする。ただし、新市の設置後最初に行われる選挙に限り、30人とする。
- (3) 公職選挙法第15条第6項に規定する選挙区は設けない。

(※) 当小委員会の審議はこれで終了しました。





# 市町村合併 Q&A



**Q** 合併により、地域の歴史や文化といった地域特性がなくなりませんか。

**A** 歴史や文化といった地域の特性は、行政区域にかかわらず、その地域に住んでいる人々の意識により継承されるものと思います。  
新しい市になっても、その大切さが変わるものでもありませんし、行政区域が変わったから、地域特性がなくなるというものではないと考えます。

**Q** 市になると、自然が壊され、乱開発が行われるのではないですか。

**A** そのようなことは、決してありません。  
開発や規制は、町制か市制かによって変わるものではありませんので、市になったからといってむやみに開発が促進されるものではありません。  
新市においては、住民のみなさんとともに計画的なまちづくりを進め、環境の保全、災害の防止などに配慮しながら検討を進めます。



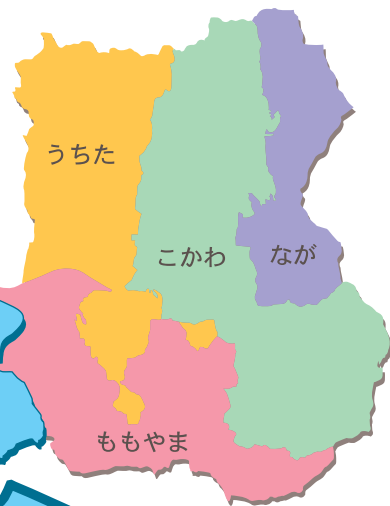
漢詩の意  
「富や名譽を望まない。自然に恵まれた田舎に住んでいるのだが、ひたすら思うことは、瀕死の病人を回生させる術の奥義を究めたいそれだけである。金を儲け絹の着物や立派な馬など望むところではない」  
「春林軒塾」を終えて帰郷する門弟ひとり一人に、免状とともに、自画像の上に自作・自筆の漢詩（医師としての心構え）をしたためた掛幅を贈りました。  
華岡青洲は、一七六〇年今の那賀町平山に生まれました。青洲は、患者の苦しみを和らげ、人の命を救いたいと考え麻酔薬の開発を始めました。長い苦心の末に、曼陀羅華の花を主成分とした6種類の薬草に麻酔効果があることを発見し、ついに全身麻酔薬「通仙散」が完成しました。当時不治の病といわれた乳がん手術の成功後、華岡青洲の名は全国に知れ渡り、患者や入門を希望する者が、平山に殺到し、門下生の育成にも力を注ぎ、医塾「春林軒」を設けて、千人以上の門下生を育て、一八三五年、76歳で生涯を閉じました。

「医聖 華岡青洲が残した言葉」  
竹屋蕭然鳥雀喧  
風光自適臥寒村  
唯思起死回生術  
何望輕裘肥馬門

豆知識(人物編)

# 5町のこんなところ・あんなところ

(貴志川町)



ホタ郎くん  
(町のマスコットキャラクター)

“紀州の飛鳥”といわれている



丸山古墳

出土品

止まらなくなるおいしさ!!



いちご狩り

県立自然公園



大池遊園

役場

古き良き風情をなつかしむ



貴志川屋形船

幻想的な光のアーチ



ホテルの館



ゲンジポータル

## 合併協議会・小委員会開催のお知らせ

### 第8回 合併協議会

**日時** 平成16年10月28日(木) 午後1時30分から  
**場所** 桃山町保健福祉センター2階 ピーチホール

第7回  
新市の事務所の位置等  
検討小委員会

**日時** 平成16年10月19日(火) 午後1時30分から  
**場所** 粉河ふるさとセンター2階 視聴覚室

第8回  
新市建設計画策定  
検討小委員会

**日時** 平成16年10月18日(月) 午後1時30分から  
**場所** 打田町保健福祉センター3階 大会議室